

乳 がん 検 診 Q & A

【対象者】

Q 1（住所）	17
Q 2（他の検診制度・健康保険との関係）	17
Q 3（奇数歳受診の特例取扱）	18
Q 4（69 歳の方の取扱）	18
Q 5（乳がん超音波検査の対象年齢）	18

【受診者負担額の免除】

Q 6（免除証明書が後日提示された場合の取扱）	18
Q 7（市・道民税課税証明書及び介護保険料納入通知書、 介護保険料特別徴収（決定・変更・停止）通知書の取扱）	19
Q 8（他の非課税世帯の証明書の取扱）	19

【検査内容等】

Q 9（二重読影の取扱）	20
Q10（治療手術後の検診取扱）	20
Q11（2 方向撮影とする場合の取扱）	20
Q12（引き続き精密検査や医療を実施する場合の取扱）	21

【乳がん超音波検査】

Q13（超音波検査の単独検査について）	21
Q14（マンモグラフィ検査と同日に超音波検査を実施できない場合について）	22
Q15（無料クーポン券対象者の超音波検査受診について）	22

【検診料等の請求・支払】

Q16（精検結果連絡・精検結果連絡費請求の回数）	22
Q17（月遅れ分の請求等）	23
Q18（検診料の振込時期）	23
Q19（検診料等の消費税の取扱）	23

【 対 象 者 】

Q 1 （住所）

札幌市内に居住しているが、住民票が他市町村にある場合は、対象者になるのか。その場合の現住所の証明はどうするのか。

A

札幌市のがん検診の住所要件は「札幌市内に居住地を有する方」であるため、住民票が他市町村にあっても、札幌市内に居住している方は対象者としている。

その場合で、免許証や健康保険証などの公的書類により、現住所を証明できないときは、可能な限り公共料金の領収書などにより現住所の確認をすること。

なお、以下の点に注意のこと。

- ① 施設等に長期入所していて、住民票が他市町村の自宅にある場合は、当該施設等の担当者に確認したうえで、施設の住所を現住所として取り扱い、検診の対象者とする。
- ② いずれの方法によっても現住所確認が困難な場合は、必ず受診者本人に検診票兼請求明細書の住所欄に現住所を記載させること（やむを得ないと認められる場合に限り、証明書類の提示を省略できることとする。）。
- ③ 勤務地が札幌市で居住地が他市町村の場合や旅行者など短期滞在の場合は、札幌市のがん検診の対象とはならない。このような方が来院された場合は、居住している市町村で実施している検診を受診するよう教示すること。

Q 2 （他の検診制度・健康保険との関係）

勤務先でがん検診の制度がある場合は、この検診の対象者となるのか。

A

札幌市のがん検診の対象者は、「職場等で受診する機会のない方」としているため、他に受診機会がある方は対象者とはならない。

加入している健康保険の種別は問わないが、公務員の共済組合や大企業の健康保険などでは、本人及び家族向けの「がん検診」制度を設けている場合が多いため、窓口で確認すること。

なお、勤務先等で検診制度があっても、受診機会を逃した場合、抽選で漏れた場合等やむをえない事情がある場合は、対象者としてすることができる。

Q 3（奇数歳受診の特例取扱）

奇数歳受診の特例はどのように取り扱うのか。

A

直近の偶数歳時に札幌市乳がん検診を受診していない奇数歳の者も受診可能とする。

例：41 歳の女性

①40 歳の時に受診している場合

41 歳では受診できない。42 歳になってから受診することとする。

②40 歳の時に受診していない場合

41 歳で受診できる。42 歳になった際も受診可能とする。

42 歳で受診した場合、43 歳では受診できない。

※受診者には、国は乳がん検診の受診間隔は、毎年ではなく2年に1回が望ましいとしていることを伝えること。

Q 4（69 歳の方の取扱）

69 歳の方は受診者負担額がかかるのか。

A

受診者負担額を徴収すること。（非課税世帯等は免除）

年齢要件による免除規定はあくまで「70 歳以上」としている。

非課税世帯や生活保護世帯に属していれば、その規定により免除となる。

Q 5（乳がん超音波検査の対象年齢）

乳がん超音波検査の対象年齢は、なぜ満 40 歳～満 49 歳までなのか。

A

乳がんの罹患ピークが 40 代のうえ、40 代に高濃度乳房が多いと報告されている。高濃度乳房の場合、一般的にがん発見率や陽性反応的中度が低いとされており、40 代に限定してマンモグラフィ検査に併用して超音波検査を受けた場合、早期乳がんの発見率が高まるとの研究結果が得られているため。

【 受診者負担額の免除 】

Q 6（免除証明書が後日提示された場合の取扱）

検診受診日当日に受診者負担額免除の証明書類の提示がなく、後日に提示された場合はどのように取り扱えばよいか。

A

受診者負担額免除の証明は、検診日当日に提示することとしており、原則として後日提示による受診者負担額の払い戻しは認めていない。

しかしながら、当日に証明書類の持参を忘れたというような事情がある場合は、いったん受診者負担額を支払ってもらい、後日、免除書類の提示があり次第、払い戻しをしても構わないこととする。

ただし、受診者負担額は医療機関の収入であるため、札幌市から受診者又は医療機関に対し受診者負担額相当分を払い戻すことはできない。

Q 7 (市・道民税が非課税であることが確認できる書類及び介護保険料納入通知書、介護保険料特別徴収(決定・変更・停止)通知書の取扱)

市・道民税が非課税であることが確認できる書類及び介護保険料納入通知書、介護保険料特別徴収(決定・変更・停止)通知書には有効期限はあるのか。また、課税基準日前には他市町村に居住していて、札幌市から課税証明書等が取得できない場合の取扱は？

A ① 市・道民税が非課税であることが確認できる書類及び介護保険料納入通知書、介護保険料特別徴収(決定・変更・停止)通知書の有効期限

課税証明書は、前年所得額をベースに1月1日付で課税額が決定され、毎年、5月頃に最新の情報に更新されるものである。また、介護保険料納入通知書は6月頃に当該年度のものが送付される。

新旧証明書の更新時期である4月～6月については、医療機関窓口での混乱を避けるため、新旧両方の証明書を有効のものとして取り扱うこととする。

- ・令和6年6月まで：令和5年度及び令和6年度の課税証明書及び介護保険料納入通知書、介護保険料特別徴収(決定・変更・停止)通知書が有効
 - ・令和6年7月以降：令和6年度の課税証明書及び介護保険料納入通知書、介護保険料特別徴収(決定・変更・停止)通知書が有効
- 上記の要件を満たしていれば、発行日は問わないこととする。

② 札幌市から課税証明書等が発行されない場合の取扱

課税証明書等は1月1日付で居住していた市町村から発行されるため、その後札幌市に転居してきた場合などは札幌市から課税証明書等が発行されないことになる。この場合は、他市町村発行の課税証明書等により受診者負担額の免除を証明できるものとして取り扱うこととする。なお、有効期限の考え方は①と同様である。

他市町村の課税証明書等の取り寄せ方法について受診者から質問があった場合は、転居前の市町村に問い合わせるよう教示すること。

なお、海外居留等で市・道民税が非課税であることが確認できる書類が発行できない方については、非課税として取り扱われないため、免除対象者には当たらない。

Q 8 (他の非課税世帯の証明書の取扱)

「自己負担額0円の札幌市国保の特定健診受診券」や「限度額適用標準負担額認定書」は非課税世帯の証明書にならないのか。

A 札幌市国保における非課税世帯と札幌市がん検診における非課税世帯は要件が異なるため、証明書類にはならない。

【 検 査 内 容 等 】

Q 9（二重読影の取扱）

読影医師が1名しか確保できない場合は、どのように取扱えばいいか。

- A 同一医療機関で読影医師が1名しか確保できない場合は、二次読影を他の医療機関に依頼するなどして、必ず二重読影を行う必要がある。

Q10（治療手術後の検診取扱）

ペースメーカーや乳がんの治療手術後の検診について、どのように取り扱えばよいか。

- A マンモグラフィ精度管理のための指針には、ペースメーカーがある側（通常左）のマンモグラフィは実施しないとされている。また、乳がんの治療手術後の方は、札幌市乳がん検診の対象とするか、保険診療による検査が適切とするかは医師の判断による。

なお、札幌市乳がん検診は片方の乳房のみにマンモグラフィ検査を実施した場合であっても通常のがん検診と同様に請求することとし、検診票兼請求明細書（様式2）の余白に、片方の乳房のみに実施することとした理由を記載する。

Q11（2方向撮影とする場合の取扱い）

50歳以上の受診者に対して2方向撮影とする場合について、どのように取り扱えばよいか。

- A 50歳以上は原則内外斜位方向撮影の1方向とする。しかし、過去の乳房エックス線写真等から、医師が必要と判断した場合は頭尾方向撮影を追加することが出来ることとする。

この場合、検診票兼請求明細書（様式2）にある、50歳以上の2方向撮影実施欄に必要事項を記載のうえ、札幌市に2方向撮影費用を請求するものとする。

なお、50歳以上の受診者に対して2方向撮影とする場合は、撮影前に2方向撮影が必要であること、自己負担額が2方向撮影の金額になることを必ず説明のうえ、同意を得ること。

Q12（引き続き精密検査や医療を実施する場合の取扱い）

検診後に精密検査や医療を実施する場合は、どのように取り扱えばよろしいか。

A ① 検診結果により後日精密検査を実施する場合

医療保険により対応すること。なお、精密検査の結果については、実施要領5頁の「8 精密検査の実施及び札幌市への結果報告」に基づき、処理するよう努めること。

② 検診後、引き続き医療を実施する場合

医療保険により対応すること。

③ 診療報酬上の初診料、再診料の取扱い

- ・ 検診日当日に引き続き検査・医療を実施：初診料は算定できない。
- ・ 後日に検査・医療を実施：再診料が算定できる。

※レセプト摘要欄に「健康増進法によるがん検診実施」と記入すること。

【 乳がん超音波検査 】

Q13（超音波検査の単独検査について）

マンモグラフィ検査を受けず、超音波検査のみを受けることはできるか。

A できない。札幌市が定める超音波検査の実施方法は、マンモグラフィ検査を参照しながら行うものである。

Q14 (マンモグラフィ検査と同日に超音波検査を実施できない場合について)

超音波検査の要件として、マンモグラフィ検査を受診していることであるが、同日に超音波検査を受診できない場合、いつまでに受ければいいのか。

A 受診者が再度来院する負担を考慮すると、同日に超音波検査を受けることが望ましいが、同日に受けられない場合、マンモグラフィ検査を受けてから1か月までに超音波検査を受けられるものとする。なお、超音波検査の受診が遅れたことで、50歳を迎えても対象とする。

Q15 (無料クーポン券対象者の超音波検査の受診について)

無料クーポン券を送付される前に、札幌市の乳がん検診としてマンモグラフィ検査と超音波検査を受けていた場合、無料クーポン券を活用してマンモグラフィ検査と併せて超音波検査を受診することはできるか。

A 札幌市の乳がん検診として超音波検査を受診することはできない。

【 検診料等の請求・支払 】

Q16 (精検結果連絡・精検結果連絡費請求の回数)

経過観察の必要等の理由により、1回のがん検診（一次検診）に対応する精密検査を複数回にわたって行った場合、それぞれの精密検査について、精検結果連絡票（様式4）の提出と、精検結果連絡費請求書（様式3）の計上が必要になるか。

A 1回のがん検診（一次検診）に対応する精密検査に係る精検結果連絡票（様式4）による報告と精検結果連絡費請求書（様式3）の計上は、原則として初回の精密検査の分のみを行うこととする。

Q17（月遅れ分の請求等）

事務処理上の都合で請求漏れが発生した場合、どのように請求すればいいのか。

A ① 月遅れ請求分が同年度内のものである場合

月遅れ請求分は、提出期限内の請求書とは別に、月毎に請求書を作成すること。

例えば、6月分を請求する際に、4月分と5月分の請求漏れを併せて請求する場合は、それぞれの月毎に3枚の請求書を作成することになる。

② 月遅れ請求分が前年度以前のものである場合

年度毎に請求書を作成すること。なお、同年度内で複数月分の請求をする場合は、それぞれの月毎に請求書を作成しなければならない。なお、年度により検診料金が異なる場合があるため、それぞれの年度の請求書様式を使用すること。

Q18（検診料の振込時期）

札幌市に請求する検診料（委託料）は、どれぐらいで指定の口座に入金されるのか。

A 各医療機関から請求を受けた検診料については、札幌市で確認、審査、データ処理を行い、適正と認められてから30日以内に指定の口座に振り込むこととしている。

この確認、審査、データ処理には概ね1ヶ月程度時間を要するものであるため、これまでの状況を踏まえ、概ね下表の日程により支払を行う予定であるが、請求書の記載誤り等があり、差し替えを行わなければならないような事情が発生した場合などは、支払が予定より遅延することがある。

検診月	提出期限	支払予定日	検診月	提出期限	支払予定日
4月分	5月15日	7月末まで	10月分	11月15日	1月末まで
5月分	6月17日	8月末まで	11月分	12月16日	2月末まで
6月分	7月16日	9月末まで	12月分	1月15日	3月末まで
7月分	8月15日	10月末まで	1月分	2月17日	4月末まで
8月分	9月17日	11月末まで	2月分	3月17日	5月末まで
9月分	10月15日	12月末まで	3月分	4月10日	5月末まで

※上表の提出期限は、請求書等の提出期限であり、3月分の提出期限を除き多少の遅延は可とする。（月遅れ等の処理など詳細については、Q17を参照）

Q19（検診料等の消費税の取扱）

検診料（委託料）と受診者負担額には消費税が含まれているのか。

A 札幌市から医療機関に対して支払う検診料（委託料）、受診者負担額ともに消費税込み（内税）の額である。